

<別紙1>

(介護予防) 通所リハビリテーションのご案内

介護老人保健施設 ことぶき

1 施設の名称等

施設の名称	介護老人保健施設 ことぶき
施設の所在地	旭川市東旭川町上兵村35番地5
管理者の氏名	河野 賢司
電話番号	0166-36-1940

2 施設の目的と運営の方針

施設の目的	要支援状態又は要介護状態にあるものに対し、適正な（介護予防）通所リハビリテーションを提供することを目的とする。
運営の方針	<p>（1）要支援者・要介護者が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。</p> <p>（2）利用者の要支援・要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し計画的に行う。</p> <p>（3）居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者の密接な連携を図り、関係市町村とも連携し、総合的なサービスの提供に努める。</p>

3 施設の概要

(1) 建物

建物	構造	鉄筋コンクリート造り7階建て(内1階部分通所リハビリ)
建物	専用面積	331.64平方メートル
建物	通所定員	30名

(2) 設備の概要

- | | |
|--------|--------------|
| ①機能訓練室 | ②レクレーション室 |
| ③一般浴室 | ④特殊浴室(2, 3階) |
| ⑤食堂 | ⑥デイルーム |

4 通所リハビリテーション職員体制

(1) 医師

医師は、通所リハビリテーション計画の策定を従業者と共同して作成するとともに、通所リハビリテーションの実施に関する従業者への指示を行う。

(2) 従業者

看護職員
介護職員
理学療法士
作業療法士
言語聴覚士

3人以上

従業者は指定通所リハビリテーションを提供する。

5 営業日及び営業時間

(1) 営業日：月曜日から金曜日

但し、祝祭日、及び当事業所が定めた休日を除く。

(2) 営業時間

午前8時45分～午後5時00分（内、サービス提供時間は午前9時50分～午後4時10分）

6 通所リハビリテーションの内容

- ①指定通所リハビリテーション
- ②居宅と事業所間の送迎
- ③事業所における入浴介助
- ④事業所における特別入浴介助

7 通常の事業の実施地域

旭川市、東神楽町、東川町、当麻町

8 施設サービスの概要と利用料(法定代理受領を前提としています。)

詳細は、別紙にてご説明致します。

9 非常災害時の対策

平常時の訓練	防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難) 通所者を含めた総合訓練 非常災害用設備の使用方法の徹底	… 年2回以上 … 年1回以上 … 隨時
防災設備	スプリンクラー、避難階段、自動火災報知器、ガス漏れ報知器、誘導灯、防火扉、屋内消火栓、非常通報装置、漏電火災報知器 カーテン・布団等は防火性能のあるものを使用しております。	

10 当施設ご利用の際にご留意いただく事項

設備・備品の利用	施設内の設備、備品は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	喫煙・飲酒は禁止させていただきます。
迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はお断りします。
金銭・貴重品 (アクセサリー等) の持ち込み	必要のない金銭・貴重品は原則としてお持ち込みならないようにお願いします。 金銭・貴重品の破損、紛失等のトラブルには当施設は関与いたしません。 金銭の持参が必要なときは配布物等で事前にお知らせいたします。 利用者同士、または職員への金品、贈答品、お土産等の授受は堅くお断りします。
宗教活動 政治活動 営利行為	施設内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動、営利行為はお断りします。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

11 事故発生時の対応

利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

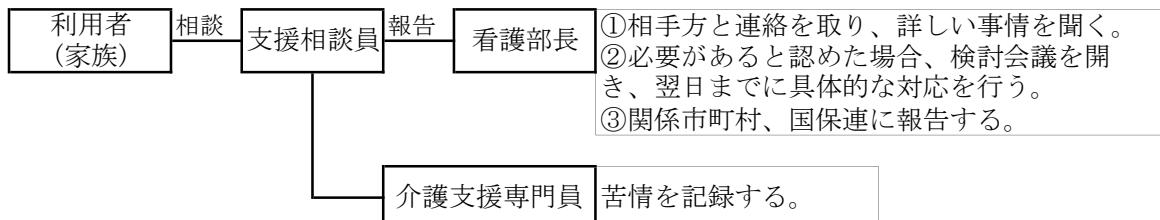
また、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供又は送迎により、事業者の故意・過失と認められる事由によって利用者に損害を与えた場合には、利用者の損害を賠償します。

12 A 苦情等申し立て窓口

当施設のサービスについて、ご不明な点や疑問・苦情がございましたら、当施設支援相談員、関係市町村及び国保連(国民健康保険団体連合会)までお気軽にご相談ください。

旭川市(0166-26-1111)、国保連 (011-231-5161)

B 苦情処理の手順



<別紙3>

個人情報の利用目的

介護老人保健施設 ことぶき

介護老人保健施設ことぶきでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

I. [介護老人保健施設内部での利用目的]

1. 当施設が利用者等に提供する介護サービス
2. 介護保険事務
3. 介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - ①入退所等の管理
 - ②会計・経理
 - ③事故等の報告
 - ④当該利用者の介護・医療サービスの向上

II. [他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

1. 当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - ①利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - ②利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - ③検体検査業務の委託その他の業務委託
 - ④家族等への心身の状況説明
2. 介護保険事務のうち
 - ①保険事務の委託
 - ②審査支払機関へのレセプトの提出
 - ③審査支払機関又は保険者からの照会への回答
3. 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

I. [当施設の内部での利用に係る利用目的]

1. 当施設の管理運営業務のうち
 - ①医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - ②当施設において行われる学生の実習への協力
 - ③当施設において行われる事例研究
 - ④当施設において行われる行事等の発表掲示（撮影した写真等の掲示も含む）

II. [他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

2. 当施設の管理運営業務のうち
 - ①外部監査機関への情報提供